令和2年10月

申請者のみなさま

JA丹波ひかみ

経営継続補助金について

★目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取り組みを支援するものです。

★対象

農業を営む個人または法人（農事組合法人、株式会社等）※常時使用する従業員数が２０人以下であること

★補助上限額（経営継続＋感染拡大防止）

・単独申請（個人・法人）　１５０万円

・グループ（共同）申請　　１,５００万円　※単独申請×人数

※共同申請は、参画者すべてが確定申告を行っており、全員での経費負担が必要です。代表者が一括して経費を支払う場合は、参画者すべての同意が必要です。

（２）感染拡大防止に関する取組

（１）経営継続に関する取組

①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進　など

補助率　　　　３/４

補助上限　　１００万円

作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

補助率　　　　定額

補助上限額　５０万円

取り組み経費（例）

①消毒費用　②マスク費用

③清掃費用　④飛沫対策費用

⑤換気費用　⑥その他の衛生管理費

⑦PR費用

取り組み経費（例）

①機械装置費（次面　省力化機械例参照）

②広報費・展示会等出展費　③旅費

④開発費・取得費　⑤雑役務費　⑥借料

⑦専門家謝金・専門家旅費

⑧設備処分費　⑨委託費・外注費

・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費が対象です。

・令和２年５月１４日以降に発生し、事業期間中（原則、令和３年２月末まで）に支払いが完了した経費のみが対象となります。

・証拠資料（口座振替等）によって支払金額が確認できる経費が対象です。

・消費税の免税および簡易課税事業者は「税込み」、課税事業者および共同申請は「税抜き」となります。

・必ず上記（１）の取組が必要となります。上記（２）の取組のみの申請はできません。また、（１）（２）同時申請の場合、（２）が（１）の補助金額を超えての申請はできません。

**必須要件**

**（１）経営継続に関する取組の補助対処経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。**

**Ａ　接触を減らす生産・販売への転換に要する経費**

①作業員間の接触を減らすための省力化機械の導入　※裏面　省力化機械例参照

②作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウトの変更

③人と人との接触機会を減らす販売方法（ネット販売、無人販売など）の開始

**Ｂ　感染時の業務継続体制の構築に要する経費**

④人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定

⑤Ｗｅｂ会議システムの導入

〇**申請書類提出**　**１１月６日（金）**までに**ＪＡ各営農経済センタ**ーへ提出**（期限厳守）**

①経営継続補助金申請書　②宣言書　③経営計画書　④補助金交付申請書　⑤承諾書（提出時）

⑥個人の場合は、直近の確定申告書または所得税青色申告決算書　※共同申請は全員分

　法人の場合は、直近の貸借対照表及び損益計算書

⑦経費の確認のため見積書等

⑧車両を購入する場合は、車両購入の理由書、見積書とカタログ

〇**採択・交付決定**　採択もしくは不採択の通知があります。

　　※不採択に関する問い合わせについては一切受付されません。

〇**事業実施と完**了　採択を受けた申請者は、令和3年2月28日（日）までに必ず完了する。

〇**実績報告書提出**　事業完了（支払）速やかにＪＡへ提出。

〇**補助金支払**　実績報告書の確認後、遅くとも年度内に申請者へ直接支払われます。

**補助事業の流れ**

・ダウンロード様式以外の様式での申請はしないでください。（独自様式など）

・申請様式はExcel様式のため、計算式等が含まれていますので、関数の追加、セルの結合等の変更はしないでください。

**申請様式ダウンロードに関する注意事項**

**申請をお考えの方は必ず一読下さい！**

申請に際して「新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための経営計画書」は、**新型コロナによる影響・乗り越えるための具体的な取り組み・補助事業がもたらす経営上の効果**の数値を踏まえて、明確に記載することが必要とされます。

**●国の補助事業（交付金ではない）のため、次の事項も確認してください。**

・国の会計検査院対象事業のため、事業内容及び成果等の検査を受ける場合があります。

・虚偽の内容告知等により不正に補助を受ける等の行為は、返還対象等にあたります。

・採択事業のため、必ず補助対象になるものではありません。（不採択の場合でも内容等の問い合わせはできません）

・費用の支出は口座取引が原則となります。　・機械装置等について、単なる更新は補助対象外です。

・ＪＡより事業実施主体へ書類提出するため、締切日は11月6日（金）厳守です。

**（１）の経営継続に関する取組に要する経費として必須要件Ａ‐①作業員間の接触を減らすための省力化機械等の例**

機械化体系確立用農機（定植機・収穫機・スピードスプレイヤー・畝立施肥機、スプリンクラー、農薬散布用ドローン、ロボット草刈機、農業用機械の自動操舵システム等）、農業用ハウスの環境制御システム・ヒートポンプ、堆肥・液肥散布システム、水田の高度水管理システム、省力化種子・種苗（鉄コーティング種子・セル苗等）、流し込み施肥、ブロック堆肥、生分解性マルチ、養殖用ペレット飼料、搾乳ユニット搬送レール、ミルカー自動離脱装置、乳頭洗浄機、牛群管理・分娩監視システム（分娩監視カメラ、発情発見装置）、哺乳ロボット、自動給餌機・自走式配餌車、餌寄せロボット、放牧用資機材（牧柵、飲水設備、連動スタンチョン、ダニ駆虫薬など）バーンスクレイパー、バルククーラー、集出荷作業省力化・機器（パレット・鉄コンテナ・通い容器・フレコン等）、フォークリフト、自動選別機、梱包機など

**参考（省力化機械例）**